

北谷町津波避難計画

平成27年9月
北谷町

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の適用範囲	1
3 計画の修正	1
4 用語の意味	1
5 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき	2
第2章 防災体制	3
1 防災体制	3
2 職員の連絡・参集体制	3
3 津波警報等の収集・伝達	4
第3章 避難勧告・指示等の発令	5
1 避難準備情報・避難勧告・指示の発令・解除の基準	5
2 伝達方法及び担当者	5
第4章 地域の津波避難計画	8
1 想定する津波	8
2 地域ごとの津波避難計画	8
3 避難行動要支援者の避難支援	12
4 観光客・旅客等の避難支援	13
第5章 津波対策の教育・啓発	14
1 津波対策の教育	14
2 津波防災意識の啓発	14
第6章 津波避難訓練の実施	15
1 総合防災訓練	15
2 地域の津波避難訓練	15
第7章 施設等の整備	15
1 標識の整備	15
2 津波避難ビルの選定	15
【巻末資料】	
○津波一時避難施設・津波避難ビル一覧	16
○一時避難所	17
○避難所	17
○災害時要援護者優先避難所	18
○避難指示・勧告等の連絡を必要とする施設一覧	19
○津波浸水予測図、到達時間、津波の高さ等の予測データ	20
○非常持出品リスト	21

第1章 総則

1 目的

本計画は、地震が発生又は津波警報・注意報が発表された直後から、津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間、津波から住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

2 計画の適用範囲

本計画は、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画の定めによるものとする。

3 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

《用語の意味》

用語	用語の意味等	
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
バッファゾーン	浸水予測計算上は浸水しないが、予測の不確実性を考慮して浸水のおそれのある区域として設定する区域である。	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、バッファゾーンを設けて広い範囲で指定する。	
避難可能範囲	徒歩を前提として、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難することが可能な範囲をいう。歩行速度と避難距離から設定する。	
避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
避難路	避難する場合の主要な道路である。	避難路及び避難経路を総称して、「避難路等」と表す。
避難経路	避難する場合の経路である。	
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。	緊急避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称して、「避難先」と表す。
緊急避難場所	津波の危険から緊急避難するために、原則として、避難対象地域の外に定める高台の施設や空地等の場所をいう。 市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。	
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げるのが困難な避難者が緊急に避難する避難対象地域内の建物をいう。	
避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期間にわたって避難する施設。市町村が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。	
津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。	

5 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき

津波による災害が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報が気象台から発表される。ただし、マグニチュード8を超える巨大地震と判断される場合には、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における「最大級の津波を想定して」、大津波警報や津波警報が発表される。この場合、予想される津波の高さは、「巨大」、「高い」という言葉で発表される。また、正確な地震の規模が分かった場合に、予想される津波の高さは、1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表される。

津波警報が発表された場合、住民は、以下の行動をとることが大切である。

- 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難すること。
- ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難すること。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないようにすること。

《津波警報等の種類と内容》

	予想される津波の高さ		住民の取るべき行動
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報*	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
	10m (5m<高さ≤10m)		
	5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報は特別警報に位置づけられている。

第2章 防災体制

1 防災体制

地震及び津波に対する本町の防災体制は、次のとおりである。

《町の防災体制》

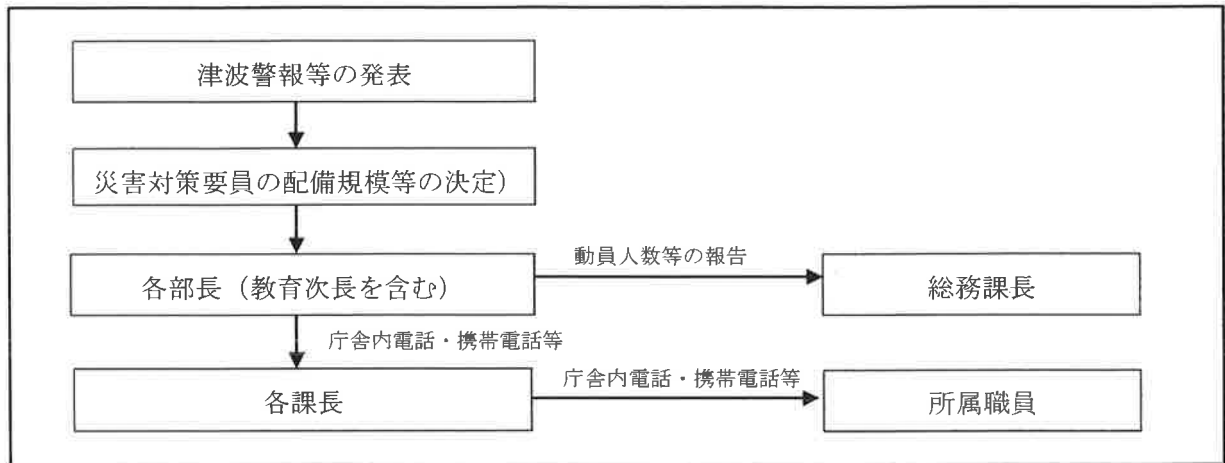
配 備	配 備 基 準	配 備 要 員
緊急対応班	災害状況により災害対策本部準備体制前に、本庁舎における迅速な対応が迫られ初動体制の確立を図る事前要員が必要な場合、防災監（総務部長）のもとに「緊急対応班」を置く。	原則、災害対策準備体制要員のうち、本庁舎若しくは所定の集合場所へ迅速な集合が可能な職員で構成するものとし、10名程度を総務班にて選任・指定する。
第1 配備体制 （災害対策準備体制） 【災害警戒本部】	①気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕があるとき。 ②気象庁が、本町で震度4が観測された旨を発表したとき。 ③気象庁が、沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき。 ④その他特に町長が必要と認めたとき。	情報収集連絡のため、災害対策本部組織の各関係部・班の所要人員をもって当たるもので、状況により次の災害応急対策体制へ移行できる体制とする他の職員は自宅待機とする。
第2 配備体制 （災害対策準備体制） 【災害警戒本部】	①町の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要するとき。 ②強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 ③気象庁が、本町で震度5弱が観測された旨を発表したとき。 ④気象庁が、沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合で、特に情報の収集・伝達等を強化して対処する必要があるとき。 ⑤気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表したいとき。 ⑥その他特に町長が必要と認めたとき。	災害対策本部員組織の本部員、関係部・班の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて町本部の設置に移行できる体制とする。
第3 配備体制 （非常体制） 【災害対策本部】	①気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表し、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。 ②地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。 ③町の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。 ④気象庁が、本町に震度5強以上が観測された旨を発表したとき。 ⑤気象庁が、沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき。 ⑥その他特に町長が必要と認めたとき。	全職員が配備につく。

2 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は「地域防災計画」に定めるもののほか、次による。

なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うことを原則とする。

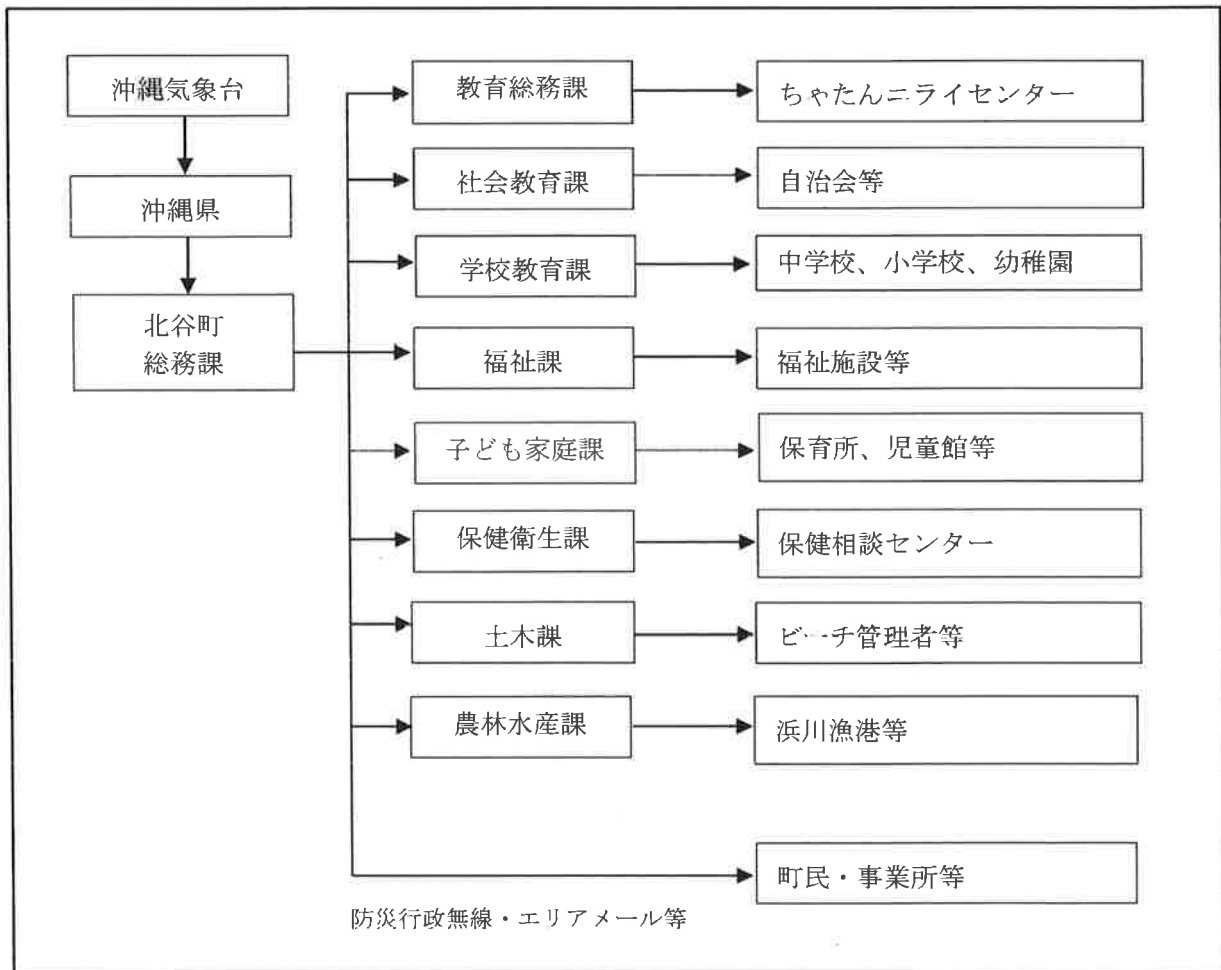
《職員への連絡方法》



3 津波警報等の収集・伝達

津波警報等の収集・伝達は、次のように行う。

《津波警報等の伝達経路》



第3章 避難勧告・指示等の発令

1 避難準備情報・避難勧告・指示の発令・解除の基準

(1) 発令基準

避難準備情報・避難勧告・指示等の発令基準は次のとおりとする。

《避難勧告・指示等の発令基準》

区 分	基 準
避難準備 自主避難	① 本町において震度4が観測され、町長が必要と認めたとき ② 遠地地震による津波が到達すると予想される時 ^{注1} ③ 町長が必要と認めたとき
避難勧告	① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認めたとき ② 震度6弱の地震が発生した時 ③ 町長が必要と認めたとき ^{注2}
避難指示	① 「沖繩本島地方」に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ^{注3} が発表されたとき ② 震度6強以上の地震が発生した時 ③ 町長が必要と認めたとき

注1：津波の到達時間から概ね3時間前までに避難準備情報を発令するものとする。

注2：津波警報等が入手できない場合など。

注3：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

(2) 解除の基準

避難勧告・指示等の解除基準は、津波警報・注意報が解除されたときとする。

2 伝達方法及び担当者

避難勧告・指示の発令及び解除の住民等への伝達方法及び担当は、次のとおりである。

(1) 町民等への伝達

- ① 総務課行政係が防災行政無線、エリアメール、町ホームページ及びコミュニティFM放送により伝達する。
- ② 町職員、消防職員、消防団員が、広報車により巡回し伝達する。ただし、津波到達時刻等を考慮の上、従事者の安全が十分確保されることを前提とした上で実施するものとする。
- ③ 北谷消防署がサイレンを吹鳴する。

(2) 施設への伝達

施設への伝達は次のように行う。

《避難勧告・指示等の連絡担当と手段》

伝達先	担 当	伝達方法 (番号)
北谷小学校/幼稚園	学校教育課	電話 (933-3930/932-9610)
北玉小学校/幼稚園	学校教育課	電話 (936-3928/936-1594)
浜川小学校/幼稚園	学校教育課	電話 (936-4952/936-1951)
北谷第二小学校/幼稚園	学校教育課	電話 (936-2511/936-1512)
北谷中学校	学校教育課	電話 (936-3929)
桑江中学校	学校教育課	電話 (936-2244)
上勢桑江児童館	子ども家庭課	電話 (936-4000)
宮城児童館	子ども家庭課	電話 (921 7171)
北玉児童館	子ども家庭課	電話 (936-0708)
謝苺保育所	子ども家庭課	電話 (936-2430)
上勢保育所	子ども家庭課	電話 (936-3440)
育ちの支援センター	子ども家庭課	電話 (936-3050)
美浜保育所	子ども家庭課	電話 (936-4790)
認可保育所及び認可外保育所	子ども家庭課	電話 (巻末へ掲載)
老人福祉センター	福祉課	電話 (936-3521)
社会福祉協議会/ニライの里	福祉課	電話 (936-2940/936-2994)
障がい者地域活動支援センターたんぼぼ	福祉課	電話 (926-3500)
入所型介護施設 (民間)	福祉課	電話 (巻末へ掲載)
障害福祉事業所 (民間)	福祉課	電話 (巻末へ掲載)
北谷地域振興センター	土木課	電話 (936-0077)
サンセットビーチ管理棟	土木課	電話 (936 8273)
アラハビーチ管理棟	土木課	電話 (926-2680)
北谷町漁業共同組合	農林水産課	電話 (936-1847)
北谷町観光協会	商工観光課	電話 (926-5678)
北谷町商工会	商工観光課	電話 (936-2100)

(3) 不特定多数への伝達

走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、漁業従事者及び観光客等、不特定多数への伝達は次のように行う。

- ①確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る
- ②アラハビーチ及びサンセットビーチの利用者またはその周辺にいる人々には、土木課からの連絡により各ビーチの指定管理者が屋外スピーカ等により呼びかける。
- ③浜川漁港の漁業従事者には、農林水産課からの連絡により、北谷町漁業協同組

合が無線や携帯電話等により呼びかける。

(4) 避難準備・避難勧告・避難指示の伝達文の内容

①避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、北谷町です。
 - 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
 - ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

②避難指示の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、北谷町です。
 - 強い揺れの地震がありました。
 - 津波が予想されるため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
 - ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

③避難指示の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、北谷町です。
 - 津波注意報が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
 - 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

第4章 地域の津波避難計画

1 想定する津波

本計画で想定する地震及び津波は、次のとおりである。

想定地震 ①沖縄本島北方沖 (C01) ②沖縄本島南東沖 (D01) ③沖縄本島南西沖 (H9RF) ④久米島北方沖 (B04) ⑤久米島南西沖 (C02) ※いずれの地震もマグニチュード7.8を想定

《北谷町における最大クラスの津波の到達時間及び最大遡上高等》

代表地点	沿岸最大水位	最大遡上高	影響開始時間 ^{注1}	津波到達時間 ^{注2}
砂辺	4.5m	6.8m	18分	30分
北谷公園	6.0m	7.4m	19分	35分

注1：影響開始時間とは、地震発生から海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動（初期水位±20 cm）が生じるまでの時間のことをいう。

注2：津波到達時間とは、地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間のことをいう。

2 地域ごとの津波避難計画

地域の避難対象地域、避難困難地域、避難路、避難目標地点・緊急避難場所、津波避難ビルは次のとおりとする。

《地域ごとの津波避難計画》

避難対象地域	対象人口 (世帯)	避難経路	避難目標地点 (所要時間)	緊急避難場所 (※津波警報発令時のみ)	津波避難ビル	備考
北前区	2,681人 (1,270世帯)	国道58号 県道130号線 北前(1～7)号線 北前旧鉄道線 北前中央線 安良波中央線 安良波線 安良波(1～21)号線 北谷(1～26)号線 塩川線	保健相談センター (40～60分)	キャンプ瑞慶覧 北前ゲート → 海軍病院ゲート (約40分) スポットゲート → リージョンゲート (約50分)	宮城商事ビル カーリ・ブライト ビーチサイドⅢ ビーチサイドマンションⅠ ビーチサイドマンションⅡ ビーチサイドパートⅡアネックス ビーチフロントコンドミニアム サンエーハンビータウン サンセットビューステーション 新田マンション フジテラス	キャンプ瑞慶覧と津波発生時の立ち入りに関する協定を締結済
美浜区	1,957人 (820世帯)	国道58号 県道24号線 美浜線 美浜(1～15)号線 北谷公園線	保健相談センター (20～40分) ニライセンター (40～60分)		県営美浜高層住宅 ユートピア コミュニティマンション イオン北谷店 ベッセルホテルカンパニー沖縄	

		美浜ハイツ(1~9)号線 フィッシャリーナ(1~2)号線			ザ・ビーチタワー沖縄 知念設計ビル	
宮城区	4,214人 (1,656世帯)	国道58号 宮城(1~6,12~41)号線 港(1~11)号線 砂辺浜川境界線	ニライセンター (50~70分)	嘉手納基地 第1ゲート → 第5ゲート (約80分)	浜川小学校 マンション松山Ⅰ マンション松山Ⅲ メゾンみやぎ マンションコッピア シャト・ラ・メール Brezza Ryo ココハウス ウォーターフロントテラス アルトゥーレ美浜 メゾン・ラ・メール コナ・ガーデン メリーズマンション 町営砂辺住宅	嘉手納基地と 津波発生時の 立ち入りに関 する協定を締 結済
砂辺区	2,881人 (1,164世帯)	国道58号 砂辺(1~30)号線 砂辺浜川線 砂辺浜川境界線 浜川千原(1~4)号線 浜川千原中央線 浜川千原東線 浜川千原南線	ニライセンター (50~80分)	嘉手納基地 第1ゲート → 第5ゲート (約80分)	シーサイドパレスⅠ シーサイドパレスⅡ シーサイドホテルザ・ビーチ シーサイドホテルザ・ビーチⅡ ウナ・カーサ 町営砂辺住宅	嘉手納基地と 津波発生時の 立ち入りに関 する協定を締 結済

《北前区の避難対象地域における避難経路》

避難対象地域・・・最大浸水想定ライン（-----青線）の西側



※津波到達予想時刻まで余裕がない場合は近くの津波避難ビルへ避難する。

《美浜区及び宇地原区の避難対象地域における避難経路》

避難対象地域・・・最大浸水想定ライン（-----青線）の西側



※津波到達予想時刻まで余裕がない場合は近くの津波避難ビルへ避難する。

《宮城区の避難対象地域における避難経路》

避難対象地域・・・最大浸水想定ライン（-----青線）の西側



※津波到達予想時刻まで余裕がない場合は近くの津波避難ビルへ避難する。

《砂辺区の避難対象地域における避難経路》

避難対象地域・・・最大浸水想定ライン（-----青線）の西側



※津波到達予想時刻まで余裕がない場合は近くの津波避難ビルへ避難する。

3 避難行動要支援者の避難支援

津波警報発令時、町は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）」に基づき、避難対象地域内における避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難情報の伝達、高台や避難ビルへの誘導及び安否確認を行うものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の提供

町は「北谷町地域防災計画（平成27年7月北谷町防災会議）」に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他関係者に名簿情報を提供する。

名簿情報の提供は名簿を管理する福祉課を通じて行う。また、名簿情報の取扱についても同計画に基づき慎重に行うものとする。

(2) 入所型介護施設等利用者の避難誘導

入所型介護施設等利用者の避難誘導については下記のとおり施設管理者が行うものとし、必要に応じて、役場、消防機関等へ避難情報の提供及び避難支援を求めることとする。

施設名	収容人員	緊急避難場所等	避難方法	誘導者
指定通所介護事業所 和	9	保健相談センター	徒歩、車椅子等 ※歩行困難者は施設の車両	施設管理者
徳洲会ハンビークリニック 通所リハビリステーション 事業所	40	サンエーハンビー タウン	徒歩、車椅子等	施設管理者
指定通所介護ようめいえん	35	アルトウーレ美浜	徒歩、車椅子等	施設管理者
小規模多機能介護ちやたん	34	アルトウーレ美浜	徒歩、車椅子等	施設管理者
認知症対応型共同生活介護 グループホーム海風	9	サンエーハンビー タウン	徒歩、車椅子等	施設管理者

4 観光客・旅客等の避難支援

観光客・旅客等の避難計画は、次のとおりである。

《観光客・旅客の津波避難計画》

施設・ビーチ	対象人口	緊急避難場所	誘導者
アラハビーチ	2,000人	サンエーハンビータウン サンセットビューマンション ビーチフロントコンドミニアム ビーチサイドマンションⅠ ビーチサイドマンションⅡ ビーチサイドⅢ ビーチサイドパートⅡアネックス	ビーチ管理棟職員（北谷地域振興センター）
サンセットビーチ	2,000人	イオン北谷店 ザ・ビーチタワー沖縄 ベッセルホテルカンパーナ沖縄	ビーチ管理棟職員（共立メンテナンス）
宮城海岸	1,000人	シーサイドパレスⅠ シーサイドパレスⅡ シーサイドホテル・ザ・ビーチ	北谷町海域利用事業所 協力会
美浜アメリカンビレッジ	30,000人	イオン北谷店 ザ・ビーチタワー沖縄 ベッセルホテルカンパーナ沖縄 県営美浜高層住宅 ユートピア コミュニティマンション 知念設計ビル	北谷町観光協会 アメリカンビレッジ事業者会

第5章 津波対策の教育・啓発

本町における津波対策の教育・啓発については、次の手段、内容等により実施するものとする。

(1) 津波に関する基礎知識及び発生時の心得についての周知

町民等が基礎知識や心得等を常に心に留めておくよう、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）をふまえた上で多様な手段により啓発、教育を実施する。

《津波に対する心得》

1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

(2) ハザードマップの作成・配布

県が実施した津波シミュレーションの浸水予測図に基づき、津波の到達範囲、緊急避難場所、避難路、津波避難ビルを表示したハザードマップを作成し、全町民に配布する。

(3) ホームページの作成

町のホームページにハザードマップ、県が作成した海拔高度図及び津波の知識をまとめた資料を掲載し、津波の知識の周知を図る。

(4) 教育・啓発の場

家庭、学校、自治会、自主防災組織、事業所等

第6章 津波避難訓練の実施

1 総合防災訓練

本町は、町民、自主防災組織、関係機関等が参加する総合防災訓練を1年に1回以上開催する。実施後は訓練方法及び避難に当たったの問題点や課題について検証するものとする。

2 地域の津波避難訓練

各自治会及び自主防災組織は、地域住民が参加する津波避難訓練を実施し、本町及び消防は訓練に際して必要な支援を行うものとする。

第7章 施設等の整備

1 標識の整備

本町は、県の海拔高度図等を基にして、町内に海拔高度の標識を設置する。また、津波避難ビル・緊急避難場所の施設には、看板等を設置する。

なお、作成にあたっては、県の「海拔表示等に係るガイドライン」に準じたデザインとなるように留意する。

2 津波避難ビルの選定

本町は、避難困難区域周辺にある堅牢な建物を調査し、津波避難ビルとして活用できるように所有者等と協定を締結する。

巻末資料

【津波一時避難施設・津波避難ビル一覧】

《津波襲来時に高台へ避難する時間的余裕がない場合に、津波から身を守るため一時的に避難するための施設》

No.	施設名称	住所	備考
1	シーサイドパレスⅠ	字宮城3-212	外階段から4階廊下へ避難
2	シーサイドパレスⅡ	字宮城3-195	外階段から4階廊下へ避難
3	シーサイドホテル・ザ・ビーチ	字宮城3-134	内階段から4階以上廊下へ避難
4	ウナ・カーサ	字砂辺300-6	外階段から4階廊下へ避難
5	シーサイド・ザ・ビーチⅡ	字宮城3-295	外階段から4階以上廊下へ避難
6	メリーズマンション	字宮城2-193	外階段から4階ベランダへ避難
7	コナ・ガーデン	字浜川117-24	外階段から屋上へ避難
8	メゾン・ラ・メール	字宮城1 248	外階段から屋上へ避難
9	浜川小学校	字宮城1-172	外階段から屋上へ避難
10	マンション松山Ⅰ	字宮城1-3	外階段から4階廊下へ避難
11	マンション松山Ⅲ	字宮城1-3	外階段から4階廊下へ避難
12	メゾンみやぎ	字宮城1-491	外階段から4階以上廊下へ避難
13	マンション・コッピア	字港6-6	外階段から4階廊下へ避難
14	シャト・ラ・メール	字港9-33	外階段から4階以上廊下へ避難
15	Brezza Ryo	字港10-22	外階段から4階廊下へ避難
16	ココハウス	字港14-18	外階段から4階廊下及び屋上へ避難
17	ウォーターフロントテラス	字港12-5	外階段から4階以上廊下へ避難
18	県営美浜高層住宅	字美浜14-1	4階以上共有スペースへ避難
19	ユートピア	美浜2-6-4	外階段から4階廊下へ避難
20	コミュニティマンション	美浜2-4-6	外階段から4階廊下へ避難
21	イオン北谷店	字美浜8-3	3階駐車場及び屋上駐車場へ避難
22	ベッセルホテルカンパーナ沖縄	字美浜9-22	外階段から4階以上廊下へ避難
23	ザ・ビーチタワー沖縄	字美浜8-6	4階以上共有スペースへ避難
24	知念設計ビル	美浜1-6-8	外階段から屋上へ避難
25	宮城商事ビル	北谷1-3-12	外階段から屋上へ避難
26	カーサ・ブライト	北谷1-9-5	外階段から4階廊下へ避難
27	ビーチサイドⅢ	北谷2-16-1	外階段から6階以上へ避難
28	ビーチサイドマンションⅠ	北谷2-16-4	外階段から屋上へ避難
29	ビーチサイドマンションⅡ	北谷2-16-3	外階段から屋上へ避難
30	ビーチサイドパートⅡ アネックス	北谷2-16-2	外階段から4階以上へ避難
31	ビーチフロントコンドミニアム	北前1-22-3	外階段から屋上へ避難
32	サンエーハンビータウン	北前1-2-3	3階、4階、屋上駐車場へ避難
33	サンセットビューマンション	北前1-21-4	外階段から4階以上廊下へ避難
34	新田マンション	北前1-12-2	外階段から4階廊下へ避難
35	フジテラス	字北前248-2	外階段から4階以上廊下へ避難

36	町営砂辺住宅	字宮城2-3	外階段から4階以上廊下へ避難
37	アルトゥーレ美浜	字宮城1-1	外階段から4階以上廊下へ避難

【一時避難所】

《災害時に一時的に避難できる広場、公園、空地など》

※津波非対応の一時避難所を除く

No.	施設名称	住所	電話番号
1	北谷小学校グラウンド	沖縄市南桃原4-13-1	933-3930
2	北谷第二小学校グラウンド	字桑江567-1	936-2511
3	北谷中学校グラウンド	字吉原480	936-3929
4	北玉小学校グラウンド	字吉原875	936-3928
5	桑江総合運動場	字桑江595-2	
6	上勢頭北公園	字上勢頭709	
7	上勢頭南公園	字上勢頭662-2	
8	桃原公園	字吉原554-1	
9	桃原東公園	字桃原10-3	
10	桃原西公園	字桃原2-1	
11	桑江公園	字桑江440	
12	宇地原公園	字吉原1133-1	

【避難所】

《自然災害等により住居等を失うなど、継続して救助を必要とする住民に対して、宿泊、給食等の生活機能を提供できる施設で学校など》

※津波非対応の避難所を除く

No.	施設名称	住所	電話番号
1	上勢区公民館	字上勢頭696-4	936-4457
2	桃原区公民館	字吉原620-3	936-6001
3	栄口区公民館	字吉原708-4	936-5992
4	桑江地区体育館（桑江区公民館）	字桑江438	936-7702
5	謝苺区公民館	字吉原2	936-5983
6	北玉区公民館	字吉原898	936-5921
7	宇地原区公民館	字吉原1138-1	936-5914
8	北谷小学校体育館	沖縄市南桃原4-13-1	933-3930
9	北谷第二小学校体育館	字桑江567-1	936-2511
10	北谷中学校体育館	字吉原480	936-3929
11	北玉小学校体育館	字吉原875	936-3928
12	ちやたんニライセンター	字桑江467-1	936-3492

【災害時要配慮者優先避難所】

《高齢者、体の不自由な方、乳幼児など避難生活に際して何らかの介助を必要とする方を優先的に配置する避難所》

※津波非対応の災害時要配慮者優先避難所を除く

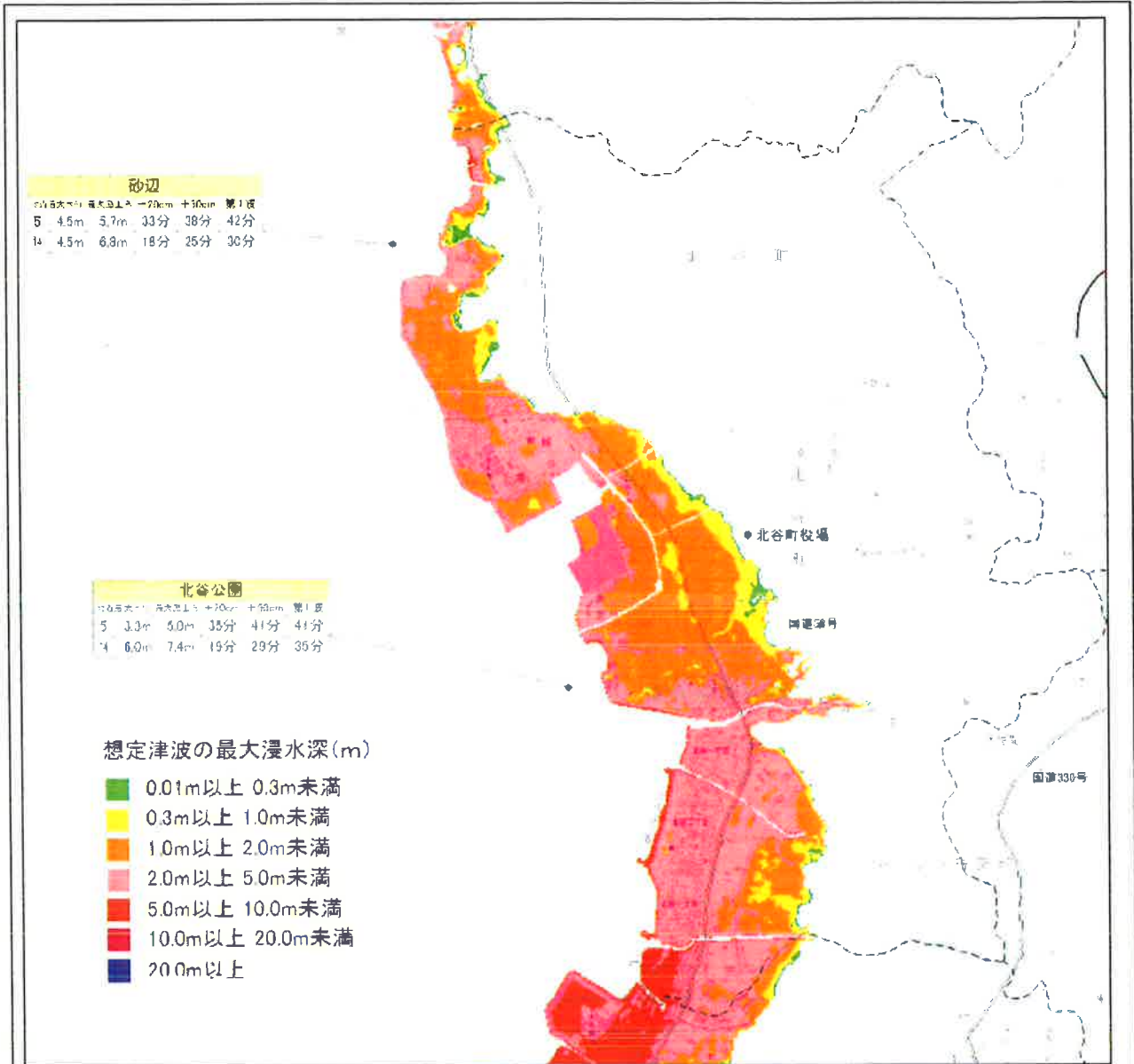
No.	施設名称	住所	電話番号
1	北谷町保健相談センター	字桑江731	936-4336
2	北谷幼稚園	沖繩市南桃原4-13-2	932-9610
3	北谷第二幼稚園	字桑江554-1	936-1512
4	北玉幼稚園	字吉原875	936-1594
5	謝苜保育所	字吉原26-1	936-2430
6	上勢保育所	字上勢頭622-1	936-3440
7	上勢桑江児童館	字桑江556-3	936-4000
8	北玉児童館	字吉原10	936-0708

【避難指示・勧告等の連絡を必要とする施設一覧】

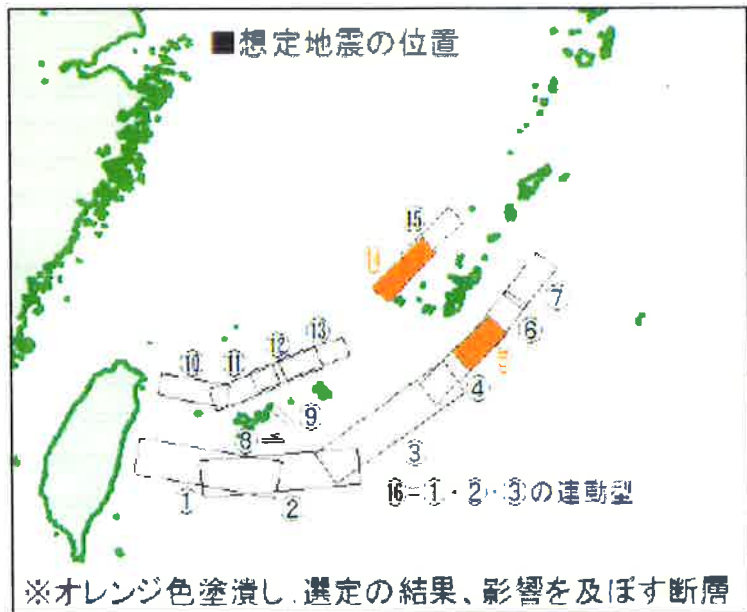
※平成27年沖縄県津波浸水予測による最大浸水想定ラインより西側にある施設

施設名称	住所	電話番号
(介護施設等)		
指定通所介護事業所 和	字吉原 1178	926-2292
徳洲会ハンビークリニック通所リハビリテーション事業所、訪問看護事業所	北前 1-21-1	926-3000
指定通所介護ようめいえん	字宮城 1-793	936-2588
小規模多機能介護ちゃたん	字宮城 1-793	936-2580
一般社団法人中部地区医師会ヘルパーステーション、訪問看護ステーション	字宮城 1-584	936-8285
認知症対応型共同生活介護グループホーム海風	北前 1-3-5	982-7320
(障害福祉事業所等)		
コロニー児童デイサービスみはま	美浜 2-2-4 富川マンション 102	989-7630
児童デイサービス事業所エルピス	美浜 1-1-2	936-4023
アソシアソーシャルユニバーシティー	北前 1-10-8	923-0291
e-ステップ	字砂辺 211	936-7800
共同生活援助 グループホームゆーキー	字宮城 2-105	931-1716
就労支援研究所 北谷	北前 1-18-7 仲程アパート 1階	936-4343
(公民館)		
北前区公民館	字北前 276	936-2423
宮城区公民館	字宮城 1-472	936-5936
砂辺区公民館	字砂辺 61	936-5940
美浜区公民館	字美浜 15-1	926-5185
(町立保育所、認可保育園、認可外保育園、児童館)		
美浜保育所	美浜 1-2-7	936-4790
宮城児童館	字宮城 2-215	921-7171
愛育保育園	字浜川 117-3	936-2959
ファミリー保育園	字美浜 15-77	983-7472
つぼみっ子保育園	字宮城 1-563	936-4542
たんぽぽ乳児園	字吉原 1105	936-5526
Golden Mind Achievers	字吉原 1177	989-9808
Ai International Preschool	北谷 2-10-13 Blessing House2F	936-0144
育伸北前幼児園	字北前 282-1	936-5170
キディキャッスル国際保育センター	字北前 261 ハウス 151	936-4713
子どもの森	北前 1-13-4	936-4503
サンシャインモンテソーリスクール	北前 1-9-10 1F	936-9968
Busy Bee School	字北前 885	935-4751
マザーグース保育園	字北前 230 ハウス NO. 322	989-7635
マミール保育園	北前 1-18-9	936-8926
オキナワモンテソーリスクール	字宮城 1-348 B-5	936-6044
はっぴーらんど保育園	字宮城 1-603	936-5494
アメリカンプリスクール リトルエンジェルズ	字宮城 1-24	923-1229
BABY123	字宮城 2-92 シーサーハウス	926-0826
みのりハウス	字宮城 1-713	936-5712
サンタモニカインターナショナルキッズスクール	字浜川 210-6	936-3656
レインボーモンテソーリエドケイションセンター	字砂辺 272	936-2060
(町立幼稚園、小・中学校)		
浜川幼稚園	字宮城 1-172	936-1951
浜川小学校	字宮城 1-172	936-4952
桑江中学校	美浜 1-4-7	936-2244

【津波浸水予測図、到達時間、津波の高さ等の予測データ】



※沖縄県津波浸水予測図より抜粋



【非常持出品リスト】

(消防庁「わたしの防災サバイバル手帳」より)

- 携帯用飲料水
- 食品 (カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- 貴重品 (預金通帳、印鑑、現金など)
- 救急用品 (三角きん、包帯、消毒ガーゼ、きれいなタオル、ばんそうこう、体温計、はさみ、ピンセット、消毒液、常備薬、安全ピン等)
- ヘルメット、防災ずきん
- 軍手 (厚手の手袋)
- 懐中電灯
- 衣類 (セーター、ジャンパー類)
- 下着
- 毛布
- 携帯ラジオ・予備電池
- マッチ、ろうそく (水にぬれないようにビニールでくるむ)
- 使い捨てカイロ
- ウェットティッシュ
- 筆記用具 (ノート、えんぴつなど)
- ミルク
- 紙おむつ
- ほ乳びん

